

奈良県告示第二百七号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第五十四条の二第二項の規定により、奈良県高田県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年九月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
赤土石油店	赤土奈良一	香芝市鎌田六〇	
			平成二十二年六月三十日